（未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等）

第一条の二十六　法第百七十五条の二第六項及び第十項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一　特定有価証券等の売付け等（法第百七十五条の二第五項に規定する特定有価証券等の売付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合　金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

二　特定有価証券等の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合　特定有価証券等（法第百六十三条第一項に規定する特定有価証券等をいう。以下この条において同じ。）であって上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

三　株券等の売付け等（法第百七十五条の二第九項に規定する株券等の売付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合　金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

四　株券等の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合　株券等（法第百六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）であって上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

2　法第百七十五条の二第六項及び第十項に規定する内閣府令で定める額は、法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最低の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であって上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該業務等に関する重要事実又は当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3　法第百七十五条の二第八項及び第十二項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一　特定有価証券等の買付け等（法第百七十五条の二第七項に規定する特定有価証券等の買付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合　金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格のうち最も高い価格

二　特定有価証券等の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合　特定有価証券等であって上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

三　株券等の買付け等（法第百七十五条の二第十一項に規定する株券等の買付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合　金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

四　株券等の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合　株券等であって上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4　法第百七十五条の二第八項及び第十二項に規定する内閣府令で定める額は、法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最高の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であって上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該業務等に関する重要事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

第六十条第一項中「第十六項」を「第十八項」に改める。

第六十一条第一項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同条第四項中「第百八十五条の七第十六項」を「第百八十五条の七第十八項」に改め、同項第二号中「第十四項ただし書又は第十五項ただし書」を「第十六項ただし書又は第十七項ただし書」に改める。

第六十一条の七第一項中「第百八十五条の七第十四項」を「第百八十五条の七第十五項」に改める。

第六十一条の八中「第百八十五条の七第十四項」を「第百八十五条の七第十六項」に改める。

第六十一条の九中「第十二項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十五項」に改める。

第六十二条第一項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第三項及び第四項中「又は第十項から第十三項まで」を「、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」に改める。

第六十三条中「第百七十七条第一項第一号」を「第百七十七条第一項第一号」に改める。

別紙様式（第六十一条の七第一項関係）中「第185条の7第12項」を「第185条の7第14項」に改める。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　外国投資証券　法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。

第一条第二項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　上場投資法人等　法第百六十三条第一項に規定する上場投資法人等をいう。

第九条の三第一項第四号中「法第二条第一項第十一号に掲げる」を削り、「同項第十七号」を「法第二条第一項第十七号」に改め、同項第九号ニ中「を除く。」の下に「以下」を加え、同項第十二号中「分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）」を加え、同号イ中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削り、同号ハ中「外国投資証券のうち」を「有価証券のうち、外国投資証券であって」に改める。

第十五条の七第二号ヘ中「第十一号に掲げる」の下に「有価証券のうち、」を加える。

第二十五条の見出しを「（適用除外有価証券等）」に改め、同条中「第二十七条」を「第二十七条第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

2　令第二十七条第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第百五条第一号ヘに規定する不動産等資産をいう。

3　令第二十七条第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）の決算（当該決算が公表がされた（法第百六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。以下この項において同じ。）ものでない場合は、最近営業期間の前営業期間の決算）又は公表がされた情報（最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものでない場合であって最近営業期間の前営業期間がない場合に限る。）において投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の資産の総額のうちに占める前項に規定する不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。